

第125表 暴力団関係相談

(1) 年次別相談受理件数

区 分	平成22年	平成21年	前 年 比
総 数	3,630	3,675	△ 45
暴力団対策法第9条各号の行為	321	486	△ 165
人の弱みにつけ込む金品等要求行為	31	61	△ 30
不当贈与要求行為	30	68	△ 38
不当下請等要求行為	5	11	△ 6
みかじめ料要求行為	68	91	△ 23
用心棒料等要求行為	102	85	17
高利債権取立行為	3	8	△ 5
不当債権取立行為	21	25	△ 4
不当債務免除要求行為	14	22	△ 8
不当貸付等要求行為	4	7	△ 3
不当信用取引要求行為	1	1	-
不当自己株式買取等要求行為	-	1	△ 1
不当地上げ行為	-	-	-
競売等妨害行為	2	2	-
不当示談介入行為	2	18	△ 16
因縁をつけての金品等要求行為	37	85	△ 48
不当許認可等要求行為	-	-	-
不当許認可等排除要求行為	-	-	-
不当入札参加要求行為	1	1	-
不当入札排除要求行為	-	-	-
不当公共工事契約排除要求行為	-	-	-
不当公共工事下請等あつせん要求行為	-	-	-
準暴力的要求行為の要求等に係る相談	1	1	-
離脱・勧誘・加入強要に係る相談	191	253	△ 62
離脱に係る相談	169	239	△ 70
勧誘・加入強要に係る相談	22	14	8
暴力団事務所等に係る相談	31	52	△ 21
禁止行為に係る相談	7	1	6
苦情・取締要望等	6	13	△ 7
進出阻止・撤去等に係る相談	5	12	△ 7
立ち退きに係る相談	13	26	△ 13
民事訴訟に係る相談	50	69	△ 19
損害賠償請求に係る相談	11	9	2
その他の民事訴訟に係る相談	39	60	△ 21
その他の不当な行為に係る相談	400	468	△ 68
{ 刑法	336	368	△ 32
{ その他	64	100	△ 36
上記以外の不当な行為に係る相談	-	-	-
暴力団対策法に係る相談	66	133	△ 67
センター事業に係る相談	6	10	△ 4
その他	60	123	△ 63
その他の暴力団関係相談	2,570	2,213	357

注1 センターとは、「暴力団追放運動推進都民センター」のことである。(3)も同じ。

2 「その他の暴力団関係相談」とは、暴力団対策法に基づく相談及び事件以外の相談であり、情報提供依頼等の相談も含む。

数値：組織犯罪対策第三課

の受理・処理件数

(2) 暴力団等団体別相談受理件数

区分	総 数	指 定 暴 力 団					指 定 暴 力 団 以 外	準 構 成 員	総 会 屋	エ セ 同 和	エ セ 右 翼	そ の 他	不 明
		総 数	山 口 組	稲 川 会	住 吉 会	そ の 他							
相談受理件数	3,630	1,242	374	198	426	244	36	133	56	36	76	1,017	1,034

注 エセ同和とは、社会運動標ぼうゴロのことを、エセ右翼とは政治活動標ぼうゴロのことをいう。

(3) 相談処理件数

区分	総 数	解 決											引 き 継 ぎ				打 切 り	継 続				
		総 数	刑 事 事 件 検 挙	行 政 命 令	準 暴 力 的 要 求 行 為	援 助 措 置	就 職 支 援	指 導 ・ 警 告 (相 手 方)	助 言 ・ 指 導 (相 談 者)	保 護 の 実 施	警 察 の O B 対 応	弁 護 士 対 応	保 護 司 対 応	少 年 指 導 員 対 応	被 害 者 支 援	総 数			セ ン タ ー	警 察	弁 護 士 会	そ の 他 の 機 関
相談処理件数	3,630	3,556	129	198	-	6	-	123	3,092	8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	14	60

(4) 相談者の職業

区分	総 数	農 ・ 林 ・ 漁 業	鉱 ・ 製 造 業	建 設 業	不 動 産 業	産 廃 業	公 益 事 業	運 輸 業	貸 金 業	警 備 業	卸 売 ・ 小 売 業	飲 食 店 業	金 融 ・ 保 険 業	旅 館 ・ ホ テ ル 業
相談受理件数	3,630	4	93	161	230	8	65	33	1	8	157	244	923	44

区分	パ チ ン コ 業	ゴ ル フ 場	サ ー ビ ス 業	娯 楽 業	風 俗 営 業	そ の 他 の 産 業	国 家 公 務 員	都 道 府 県 職 員	市 職 ・ 区 ・ 町 ・ 村 員	教 職 員	学 生	そ の 他	無 職	不 明
相談受理件数	16	7	182	28	42	222	20	19	344	6	22	302	361	88